

福岡県公安委員会活動状況

<定例会の主な議題及び要旨>

令和5年4月6日（木）

【協議事項】

1 警察職員の特別派遣について

（警備部）

警察本部から「沖縄県内における重要防護施設の警戒警備等に万全を期すため、沖縄県公安委員会から本県公安委員会に対し、警察職員の特別派遣について援助の要求がなされたことから、御審議をお願いする。」旨の説明があった。

公安委員から「派遣期間中、沖縄県において大規模行事が開催されるのか。」旨の発言があり、警察本部から「本派遣は、重要防護施設を多数抱えている沖縄県警察の負担軽減を目的として、比較的規模の大きな都道府県警察が分担して派遣しているもので、大規模行事が開催されるわけではない。」旨の説明後、本件は了承された。

【報告事項】

1 令和4年度大学講義の実施結果及び令和5年度の実施計画について

（警務部）

警察本部から「警察職員による大学講義については、治安情勢や警察活動に対する学生の理解の涵養、受講学生の警察志望への契機等を目的として、平成22年度から実施しており、令和4年度は5大学において講義を実施した。令和5年度は4大学において講義を実施する予定である。」旨の説明があった。

公安委員から「講義はどのように実施されているのか。」旨の発言があり、警察本部から「大学によって異なるが、半年間に8～14回の講義を実施し、毎回違うテーマを設定している。」旨の説明があった。

公安委員から「どのような役職・部門の職員が実施しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「講義のテーマに応じて、警察本部各部の警視相当職以上の職員を中心に講師を依頼している。」旨の説明があった。

公安委員から「大変良い取組であり、優秀な人材の確保につなげてもらいたい。」旨の発言があり、警察本部から「過去の採用状況を見ると、講義を実施している5大学で大卒程度の採用者の半数を占めていることから、今後も力を入れていく。」、「学生への効果測定においても好意的な意見が多数であった。」旨の説明があった。

2 警察関係公益法人等に対する情報セキュリティ対策の実施について

（警務部）

警察本部から「公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターにおいて個人情報流出のおそれのある架空料金請求未遂事件が発生したことに伴い、再発防止対策として、警察関係公益法人等の職員に対して情報セキュリティに関する指導を実施する。」旨の報告があった。

公安委員から「本件に伴う被害は確認されているのか。」旨の発言があり、警察本部から「今のところ被害は確認されていない。」旨の説明があった。

公安委員から「警察関係公益法人等においても適正な情報管理がなされるよう、指導をお願いする。」旨の発言があった。

3 110番映像通報システムの試行運用の実施結果について

（地域部）

警察本部から「110番の通報者が、スマートフォン等を用いて、事件・事故等の映像又は画像を送信できる110番映像通報システムについては、令和4年10月1日から令和5年3月31日まで試行運用を行い、活用件数は37件であった。試行運用の結果を踏まえ、通報者による手続を簡略化して利便性を向上させ、令和5年4月1日から本運用を開始した。」旨の報告があった。

公安委員から「行方不明者の早期発見等につながっており、非常に良いシステムだと思う。本システムは、自治体等が構築している行方不明者等のネットワークとは連携しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「連携していない。」旨の説明があった。

公安委員から「本システムによる映像受理に時間を要しているということであるが、緊急性の高い事案への対応は十分なのか。」旨の発言があり、警察本部から「本システムは、まず電話による110番通報で事案内容を確認した上、映像での通報を受けるものであり、警察官の派遣等は、電話での通報内容の確認と並行して指令を担当する者が迅速に行っている。」旨の説明があった。

4 広域窃盗事件の捜査終結について

(刑事部)

警察本部から「久留米警察署ほか3警察署及び捜査第三課並びに佐賀県警察は、令和4年8月以降、筑後地区を中心に一般住宅を対象とした同種手口の窃盗事件が連続で発生していたことから、所要の捜査を推進し、同年12月14日、住居不定の無職の男性を逮捕した。その後の捜査により、被疑者による窃盗事件等102件、被害総額約584万円を確認し捜査を終結した。」旨の報告があった。

公安委員から「住居の平穏を脅かす事件が県民に与える不安は大きいことから、引き続き、徹底した捜査をお願いする。」旨の発言があった。

5 暴力団事務所の撤去及び事務所使用制限命令の撤回について

(暴力団対策部)

警察本部から「北九州市小倉北区に所在する指定暴力団五代目工藤會傘下組織事務所については、県警察から同會幹部に対する事務所撤去要請に加え、官民一体となった事務所撤去の取組を推進した結果、同會側が事務所撤去を承諾し、第三者へ売却したことから、事務所撤去を確認するとともに、福岡県公安委員会事務専決規程に基づき暴力団対策法の特定危険指定の規定により事務所使用制限命令を撤回した。」旨の報告があった。

公安委員から「売却先が暴力団関係者ではないことも確認しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「その点は確認している。」旨の説明があった。

6 風営適正化法違反事件被疑者の逮捕について

(暴力団対策部)

警察本部から「博多警察署、西警察署及び暴力団犯罪捜査課は、公安委員会から風俗営業の許可を受けないで、福岡市博多区所在の深夜酒類提供飲食店において酒類等を提供するとともに、女性従業員らに客の接待をさせ、無許可で風俗営業を営んだ風営適正化法違反事件について、福岡市早良区居住の自称アルバイトの男性ほか3人を逮捕した。引き続き、暴力団との関係を含め、事件の全容解明に努める。」旨の報告があった。

公安委員から「風俗営業が暴力団等の資金源とならないよう取締りをお願いする。」旨の発言があった。

7 テロ対策福岡パートナーシップ推進会議定例会の開催について

(警備部)

警察本部から「行政機関を始め、民間事業者等が緊密に連携し、継続的に各種テロ対策を推進していくことを目的として、4月19日、警察本部において本会議を開催する。今回の会議には、G7広島サミットや世界水泳選手権2023福岡大会を見据え、警察のほか、県等の行政機関、民間事業者、団体・協会等54機関等が参加する。」旨の報告があった。

公安委員から「関係機関との訓練等も実施しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「過去には、県警察が主体となって関係機関とのテロ対策訓練を実施している。」旨の説明があった。

公安委員から「本年は世界水泳といった大規模イベントが県内で開催されることから、関係機関との連携を更に強化し、テロ対策に取り組んでもらいたい。」旨の発言があった。